

# 生活安全警察職員運用要綱の制定について

(平成14年9月12日例規生企第63号)

この度、大量動員を必要とする事案等において、生活安全部門の職員を効率的に運用するために別添のとおり「生活安全警察職員運用要綱」を定めたので効果的な運用に努められたい。

なお、生活安全警察指定捜査員等運用要綱の制定について(平成8年甲通達生企第51号)は、廃止する。

別添

## 生活安全警察職員運用要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、生活安全部門の職員(以下「職員」という。)の効率的な運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 対象事案

職員の派遣の対象となる事案は、生活安全警察に係る捜査本部設置事件若しくはこれに準ずる事件又は重要な施策のうち、生活安全部長が必要と認めるものとする。

### 第3 派遣要請等

- 1 生活安全部の課長及び署長(以下「関係所属長」という。)は、対象となる事件の捜査又は施策の遂行に関し、職員の応援を要するときは、事件主管課長、施策担当課長等(以下「主管課長等」という。)と協議し、生活安全部長に職員の派遣を要請する。
- 2 派遣に関する事務は、事件主管課又は施策担当課(以下「主管課等」という。)が担当する。

### 第4 職員の派遣決定及び派遣期間

省略

### 第5 職員の派遣

第4の規定により通知を受けた所属長は、生活安全部長の派遣決定に基づき、自所属の職員の中から、当該捜査等に必要な知識及び技術を有する者を派遣するものとする。この場合において、派遣する職員の階級及び氏名については、速やかに派遣要請した所属長及び主管課長等に報告するものとする。

なお、派遣中の職員に特別の事情が生じた場合は、派遣した所属長は、主管課長等と協議するものとする。

### 第6 生活安全専従員名簿の作成

省略

### 第7 事務担当課

この要綱に関する事務は、生活安全企画課において行う。